

河 構 審 第 7 号
令和3年12月22日

大 阪 府 知 事 様

大阪府河川構造物等審議会
会長 渦岡 良介

安治川（此花西部臨海地区）護岸について（答申）

令和3年10月6日付け河整第1450号で諮問のあった標記について、下記のとおり
答申します。

記

1. 大阪府が実施した安治川（此花西部臨海地区）護岸における現状の安全性については、
変状が収束しており、通常利用（上載荷重 $1.0\text{tf}/\text{m}^2$ ($9.8\text{kN}/\text{m}^2$)) までは、将来にわた
って利用可能であることを確認した。
2. あわせて、下記の意見を付帯する。
 - ・今後の河川区域等の利活用にあたっては、護岸及び堤防に影響がないことを確認
すること。